

# 技術分析課緊急事態対応手順書

文書番号
PN013 - 1

## 1. 目的

この手順書は、技術分析課で発生する可能性のある「汚染物質の流出」に伴う被害及び汚染を緩和もしくは予防することを主目的に事務局が技術分析課の協力の基に定める。

## 2. この手順書の及ぶ範囲

この手順書は技術分析課に適用する。

## 3. 責任と権限

部門内責任者はこの手順書に基づき必要な緩和処置、予防処置、教育、訓練、連絡を行う責任と権限を有する。

## 4. 対応手順(連絡体制・緩和・予防処置)

(連絡体制)

緊急事態の連絡体制については、緊急事態連絡体制系統図『技分緊 - 1 』に従い、外部からの通報による場合の連絡体制は緊急事態連絡体制系統図『技分緊 - 1 』に従う。尚、緊急事態が夜間に発生した場合は緊急事態連絡体制系統図『技分緊 - 2』に従う。尚、所轄官庁への報告・連絡については関係者協議の上、緊急時連絡先リストを参照し行う。

[ ケース 1 ] シンク等への有害物質の流出  
(緩和処置)

- 1) 原因者又は発見者は直ちに下記の様な適切な対応策を実施し、発生原因及び流出物質を技術分析課課長に連絡する。
- 2) 汚染物質をシンクへ流出させた場合は排出口を粘土等で直ちに塞ぎ、以降の流出を防ぐ。
- 3) 汚染物質が固形物である場合は、キムワイプ等回収しやすいものを使って回収する。
- 4) 汚染物質が液体状である場合は、容器ですくうか吸収材料(キムタオル等)を使用して、回収する。ただし、そのまま回収するより水で希釈して回収した方が回収作業が容易である場合は希釈した後、容器及び吸収材料を使用して回収する。
- 5) その後、多量の水を流して希釈し、影響を緩和する。試験台及び床等の場合は吸収材料等で出来る限り拭き取る。
- 6) 回収した汚染物質は汚染物質に応じた解毒処置及び中和処置を実施する。
- 7) 回収に使用した吸収材料等が有害物質を含む場合は特別管理産業廃棄物とし

て扱い、その他の廃棄物と区別し、その取り扱いは「技術分析課廃棄物取り扱い要領書」に従う。

試薬びんの転倒・破損等による対応は上記 1) から 7) に準じ、割れたガラスびん等の取扱は厚手のゴム手袋等を用い安全を確保して回収する。

( 予防処置 )

- 1) 試薬棚には転落防止の柵を設ける。
- 2) 強酸・有機溶剤等の液体の物質でガラス瓶入りのものについては、セーフティネットをかぶせ保護する。

[ ケース 2 ] シアンに酸を / 酸にシアンを誤って混合 / 混入させたケース。

( 緩和処置 )

- 1) 他の作業者と共に直ちにその場を離れる。
- 2) 室を閉鎖する。
- 3) 十分に ( 30 分以上 ) 換気を行う。
- 4) 検知管によりシアンの気中濃度を測定し、5 ppm 以下 ( 管理濃度 ) であることを確認する。
- 5) 緊急事態発生箇所で再びシアンの気中濃度を測定し、安全を確認する。
- 6) 原因物に強アルカリを加え、液性をアルカリ性に処置する。

( 予防処置 )

- 1) シアン取扱中は周りに酸を置かない。他者にも作業中であることを知らせ酸を置かせない。
- 2) 強アルカリ液 ( 10N-NaOH 500m l ) をそばに置いておき、事態発生時にすぐ、注入できるよう備える。
- 3) 共洗い等で発生する不要なシアン溶液等はあらかじめ上記の強アルカリ溶液 10m l 程度を入れておいた受け器に排出する。

[ ケース 3 ] 酸とアルカリを誤って混ぜた時。

( 緩和処置 )

- 1) 周りに居る者に知らせ、発生場所から遠ざける。
- 2) 中和作用によるミストの発生に気を付け換気を充分に行う。
- 3) 同じく中和作用により高温になる為、やけどに注意する。
- 4) 混合した酸溶液とアルカリ溶液の液性から有害物質の発生が考えられる場合、作業者を室から退出させ、十分に換気 ( 30 分以上 ) を行い、廃液等管理 70-に従い、処理する。

( 予防処置 )

- 1) 廃液容器に廃液の名称を書いて、誤って違う廃液を入れないよう処置する。
- 2) 酸 / アルカリを使用する作業では他方をそばに置かない様注意する。

[ ケース 4 ] 火災・地震・高潮等の災害が発生したケース

( 緩和処置 )

- 1) 社内に対応できない場合すぐに関係官庁へ通報するとともに安全な場所へ避

難する。

- 2) 火災・地震等により有機溶剤等可燃性物質への延焼が考えられる場合、可能であれば対象物質を安全な場所へ移動させる。
- 3) 地震等による試薬びん等の転倒・破損による対応は[ケース1]に8)に準じる。
- 4) 台風等の自然災害により高潮が発生し、浸水及びそのおそれのあるとき(注意報・警報参考)は、必要であれば1F倉庫の廃液タンク等をその影響の無い場所へ移動させる。

(予防処置)

- 1) 試薬棚には転落防止の柵を設ける。
- 2) 強酸・有機溶剤等の液体の物質でガラス瓶入りのものについては、セーフティーネットをかぶせ保護する。
- 3) 火気の傍での有機溶剤等引火性物質の取り扱いを行わない。
- 5) 日頃から気象情報等に注意を払う。  
尚、緩和処置作業を行う時は保護具を使用すること。  
技術分析課従業員は、汚染除去及び緩和処置に協力すること。

(記録)

技術分析課課長は緊急事態対応の記録を「緊急事態訓練記録」(様式『緊-1』)に記録し、必要であれば手順を見直し、これを環境管理責任者に報告する。環境管理責任者は手順の改訂の可否を指示し、必要に応じて新たな緩和及び予防処置を経営者に報告する。

## 5. 緊急事態対応訓練

技術分析課課長は緊急事態対応訓練を環境関連教育・訓練手順書に基づいて実施する。実施は毎年4月から5月の間に行い、訓練内容と参加者を必要事項と共に「緊急事態訓練記録」(様式『緊-1』)に記録する。

技術分析課課長は訓練実施後手順に不都合があると判断したときは、手順を見直し、「緊急事態訓練記録」(様式『緊-1』)をもって、環境管理責任者に報告する。環境管理責任者は手順の改訂の可否を指示し、必要に応じて新たな緩和及び予防処置を経営者に報告する。

関連文書等

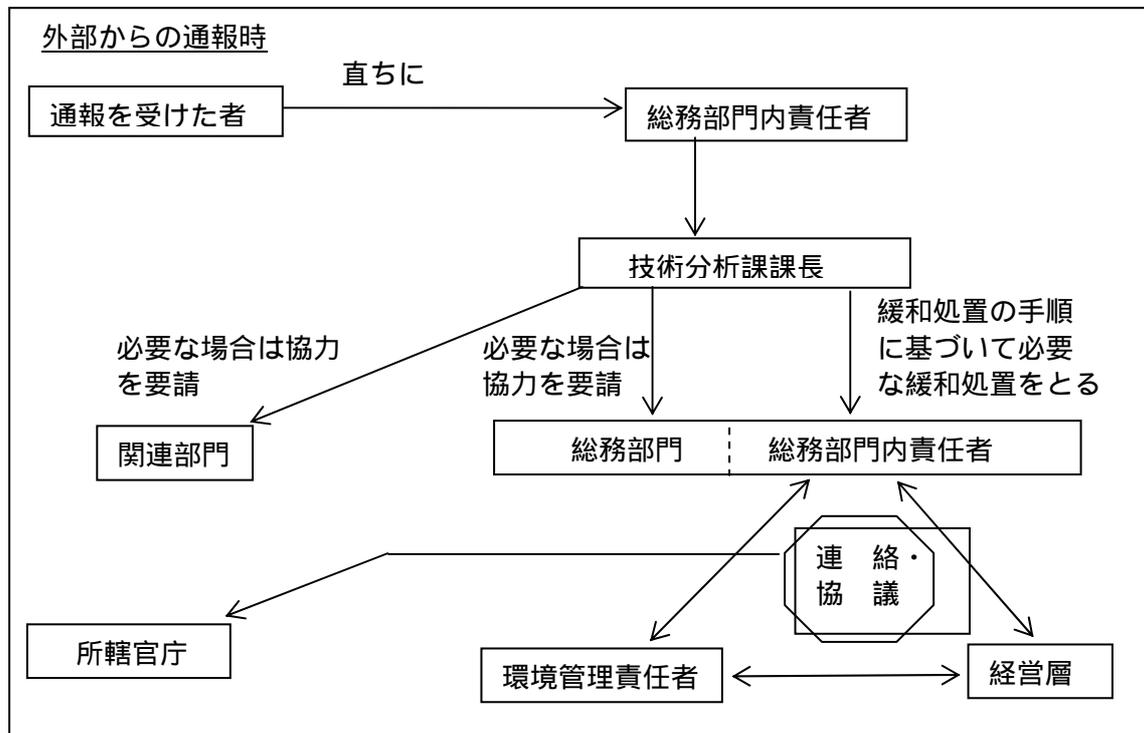
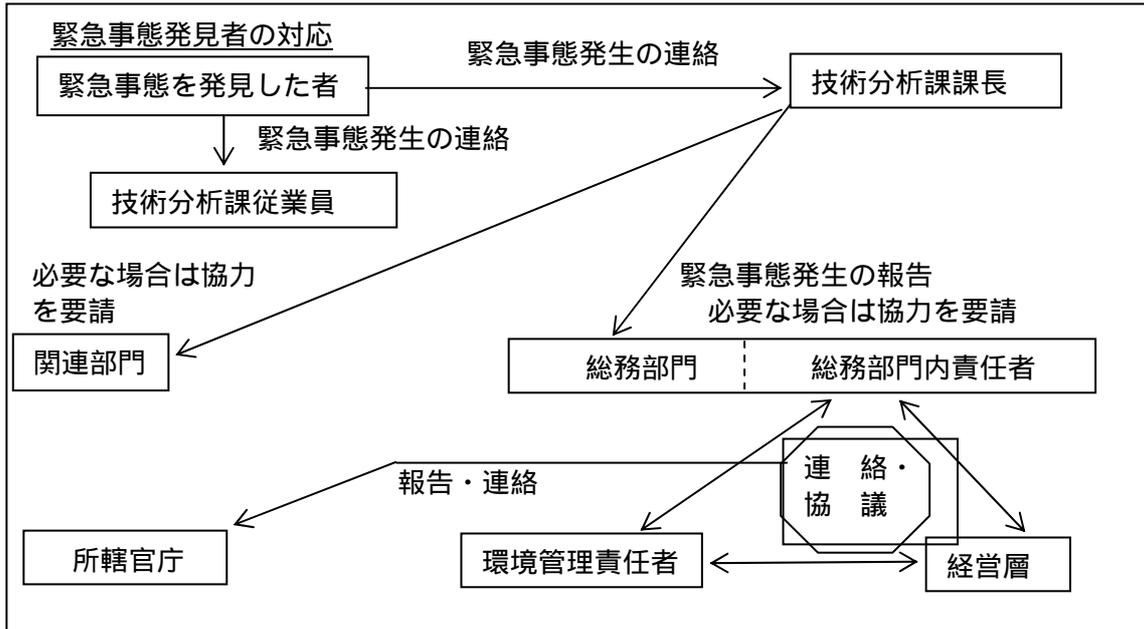
- 緊急事態連絡体制系統図(『技分緊-1』)
- 緊急事態連絡体制系統図(『技分緊-2』)
- 緊急事態連絡体制系統図(『技分緊-3』)
- 緊急事態訓練記録(様式『緊-1』)

制定・改訂履歴表				
改訂版番号	改訂理由と主な改定内容	改訂年月日	事務局印	承認者印
第1版	初版	H.11.11.15		許田
第2版	環境推進委員会による全面見直し	H.12. 1.15		許田
第3版	訓練記録様式の見直し	H.12.3.29		許田
第4版	緊急事態対象事項の追加	H.12.5. 2		許田
第5版	連絡網名簿の変更と連絡体制図の見直し及び緊急時連絡先リストの追加	H.14.3.1		許田
第6版	記録の変更連絡と網名簿の変更	H.16.1.13		許田

様式 『技分緊 - 1』

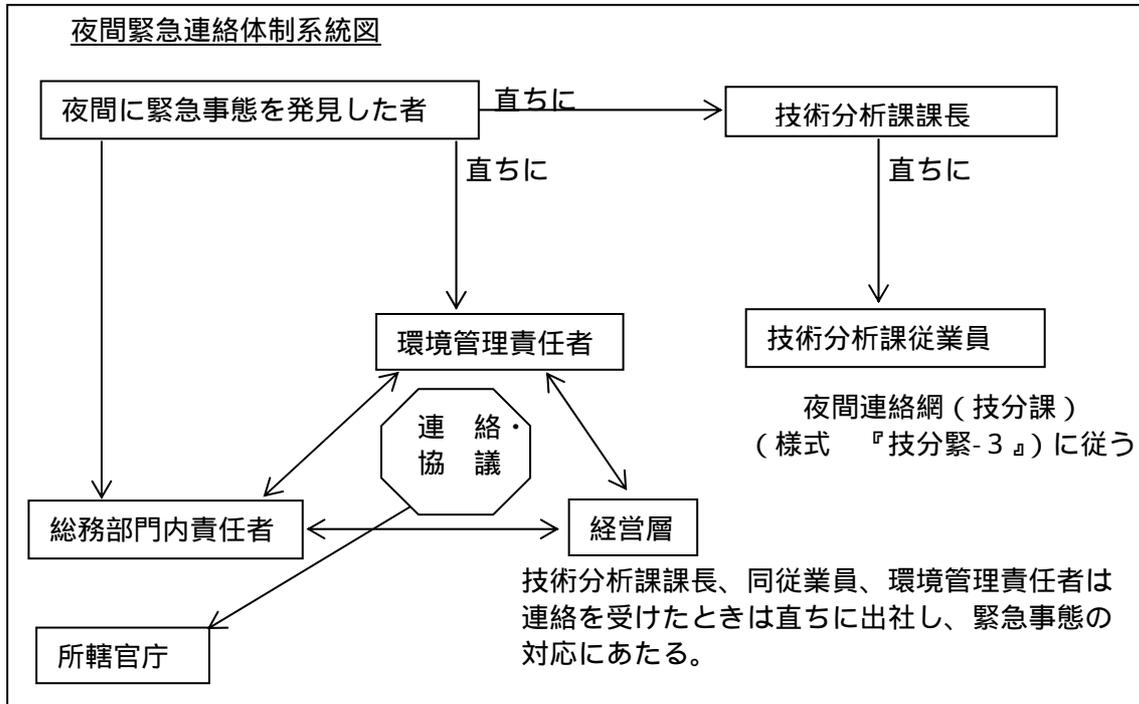
## 技術分析課緊急事態連絡体制系統図

- ・緊急事態発生時の連絡の体制を系統図として以下に示す。
- ・緊急事態発生時にはこの図にしたがって必要な事項を連絡すること。



様式 『技分緊 - 2』

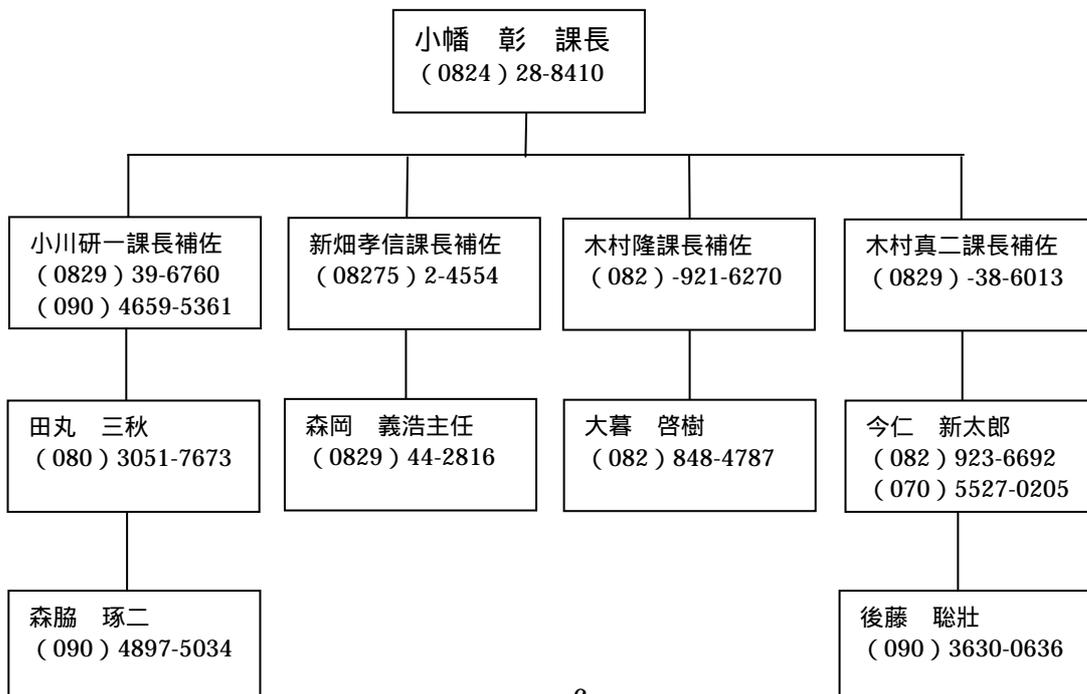
## 技術分析課緊急事態連絡体制系統図



所轄官庁は、緊急時連絡先リストを参照すること。

様式 『技分緊 - 3』

## 夜間連絡網（技術分析課）



様式 『緊 - 1』

## 緊急事態訓練記録

緊急事態発生・訓練日時		
発生・訓練内容		
対応者又は参加者 総括責任者並びに 対応状況		
届出・報告等	日時	届出先・別紙報告書の有無
手順の見直し結果		
報告書作成者（部門内責任者） 日付 印	確認者（環境管理責任者） 日付 印	

保存期間 3年

## **緊急時連絡先リスト**

### **火災発生時**

佐伯消防署 ( 082-921-2235 )  
八幡出張所 ( 082-928-0239 )  
海老園出張所 ( 082-921-2238 )

### **有害物質の下水への流失時**

広島市下水道局 管理課 水質管理担当 ( 082-241-8257 )  
(住所 中区国泰寺町一丁目6-34)

### **毒物の紛失時**

広島西警察署 ( 082-279-0110 )  
(住所 西区商工センター四丁目1-3)

### **放射線漏洩時・事故時・紛失時**

文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室  
(緊急時 03-3581-1281・1282)(許可・届出 03-3581-1283・1322・1326)  
(住所 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2)  
広島西警察署 ( 082-279-0110 )  
(住所 西区商工センター四丁目1-3)

### **気体状有害物質(科学反応によるものを含む)の大気中への漏洩事故時(人災・火災・爆発を伴う緊急時)**

佐伯消防署 ( 082-921-2235 )  
八幡出張所 ( 082-928-0239 )  
海老園出張所 ( 082-921-2238 )  
佐伯区役所 ( 082-922-0111 )